

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 3 号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 4 0 年函館市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分中「1 0 0 分の 2 3 0」を「100 分の 2 3 5」に改める。

第 2 条 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項各号列記以外の部分中「1 0 0 分の 2 3 5」を「100 分の 2 3 2. 5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(市長への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。